



資料3-1



第三次循環型社会形成推進基本計画の 進捗状況について

平成27年11月17日
環境省

目次

1. 本年度の主な取組

- ① 災害時の廃棄物処理システムの強化 p 1
- ② 水銀に関する水俣条約への対応 p 7
- ③ 低炭素なりサイクルの推進 p 8
- ④ 東日本大震災への対応 p 9

2. 前回点検で課題とされた事項への取組

- ① 2Rがより進む社会経済システムの構築 p 18
- ② 使用済製品からの有用金属の回収 p 19
- ③ 水平リサイクル等の高度なりサイクルの推進 p 20
- ④ 有害物質を含む廃棄物等の適正処理システムの構築 p 20
- ⑤ 低炭素社会、自然共生社会づくりと統合的取組 p 21
- ⑥ 地域循環圏の高度化 p 22
- ⑦ 循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への利用 p 23
- ⑧ 循環産業の育成 p 24
- ⑨ 環境教育等の推進と的確な情報共有・普及啓発 p 25
- ⑩ 国際的取組の推進 p 26



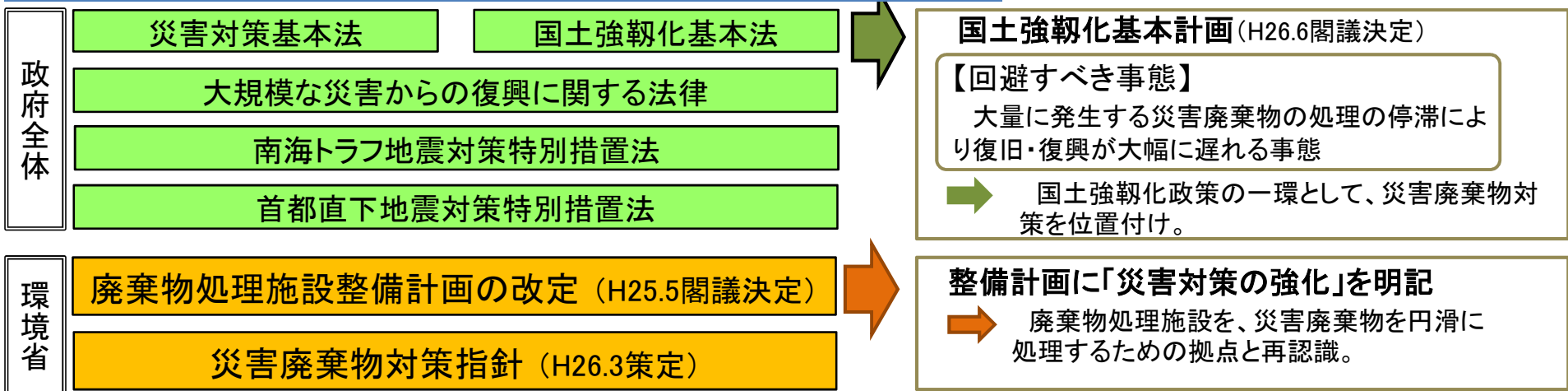
1. 本年度の主な取組 ①災害時の廃棄物処理システムの強化



想定される大規模な災害時の災害廃棄物・津波堆積物の量

- 南海トラフ地震：災害廃棄物が最大約3.2億トン(東日本大震災の16倍)、津波堆積物が最大約0.3億トン
- 首都直下地震：災害廃棄物が最大約1.1億トン(東日本大震災の5倍)

東日本大震災以降の制度的対応 (H24～H26)



災害廃棄物対策を支援する取組の進展 (H25～H27)

- 対策スキームの強化に向け、「巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会」にて検討
 - 「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて」をとりまとめ (H26.3)
 - 「巨大災害発生時の災害廃棄物処理に係る対策スキームについて(制度的な側面からの論点整理を踏まえた基本的考え方)」をとりまとめ (H27.2)
- 現場での連携・協力体制を整備
 - 地域ブロック毎の協議の場を設置 (H26年度～)
 - 災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)を発足 (H27.9.16)

必要な法整備を実施

- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律案」を国会に提出 (H27.3。その後、H27.7制定・公布、H27.8施行)
 - 災害対策に係る国の司令塔機能を強化。
 - 国、地方自治体及び民間事業者の連携・協力、役割分担の責務を明確化。
 - 大規模災害の発生後も適正処理を確保するための処理の方針を明確化。 等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の 一部を改正する法律(平成27年8月6日施行)の概要

平成27年法律
第58号

東日本大震災等近年の災害における教訓・知見を踏まえ、災害により生じた廃棄物について、適正な処理と再生利用を確保した上で、円滑かつ迅速にこれを処理すべく、平時の備えから大規模災害発生時の対応まで、切れ目のない災害対策を実施・強化すべく、法を整備。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正

平時の備えを強化するための関連規定の整備

(廃掃法第2条の3、第4条の2、第5条の2、第5条の5関係)

平時の備えを強化すべく、

- 災害により生じた廃棄物の処理に係る**基本理念の明確化**
- 国、地方自治体及び事業者等**関係者間の連携・協力の責務の明確化**
- **国が定める基本方針及び都道府県が定める基本計画**の規定事項の拡充等を実施。

災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る特例措置の整備

(廃掃法第9条の3の2、第9条の3の3、第15条の2の5関係)

災害時において、仮設処理施設の迅速な設置及び既存の処理施設の柔軟な活用を図るため、

- **市町村**又は市町村から災害により生じた廃棄物の処分の**委託を受けた者が設置する一般廃棄物処理施設の設置の手続きを簡素化**
- **産業廃棄物処理施設**において同様の性状の一般廃棄物を処理するときの**届出は事後でよい**こととする。

災害対策基本法の一部改正

大規模な災害から生じる廃棄物の処理に関する指針の策定

(災対法第86条の5第2項関係)

大規模な災害への対策を強化するため、環境大臣が、政令指定された災害により生じた廃棄物の処理に関する**基本的な方向等についての指針を定める**こととする。

大規模な災害に備えた環境大臣による処理の代行措置の整備

(災対法第86条の5第9項から第13項まで関係)

特定の大規模災害の発生後、一定の地域及び期間において処理基準等を緩和できる既存の特例措置に加え、緩和された基準によってもなお、円滑・迅速な処理を行いがたい市町村に代わって、**環境大臣がその要請に基づき処理を行うことができる**こととする。

平成27年9月関東・東北豪雨災害への適用

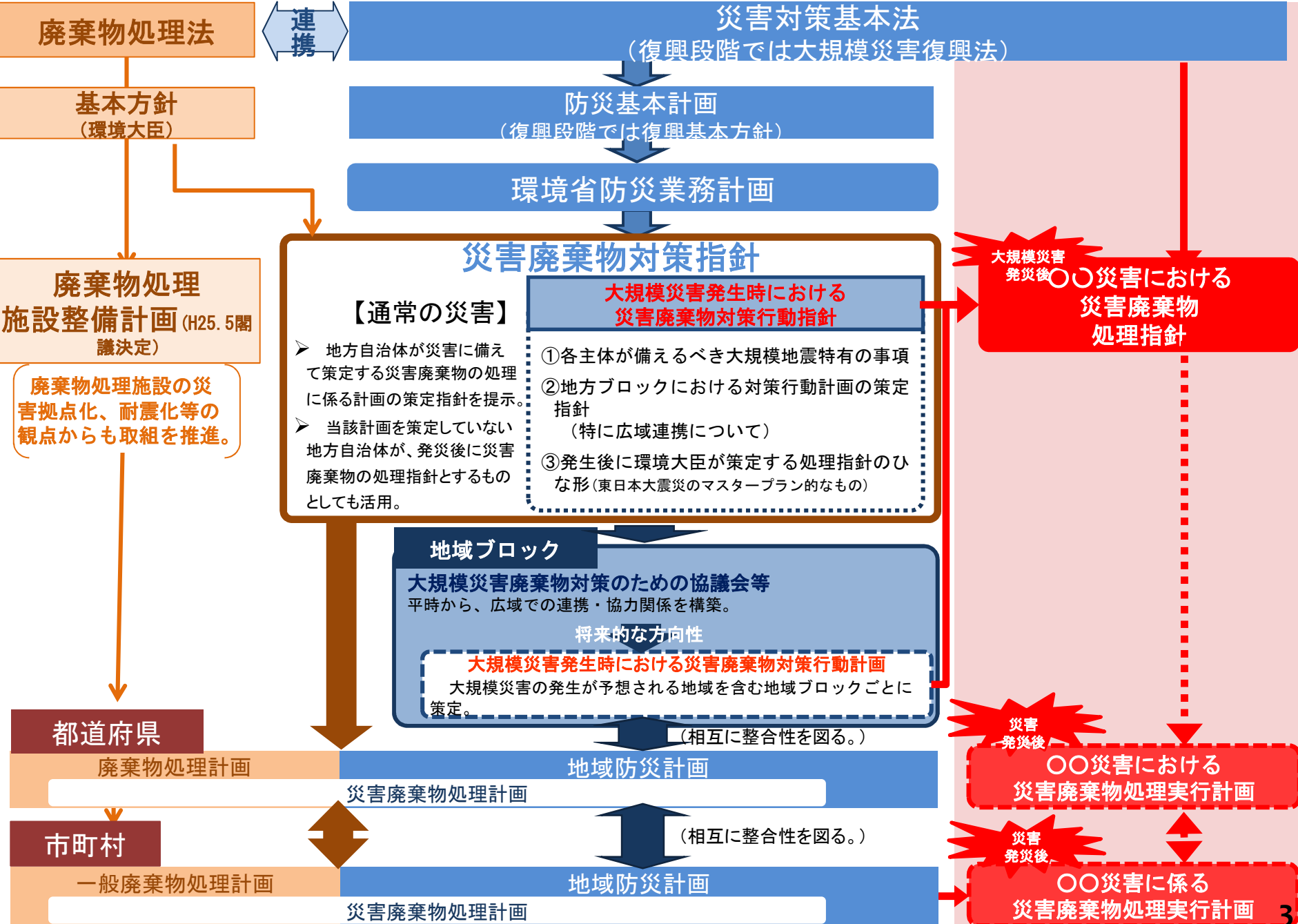
【茨城県常総市、栃木県小山市】

- 災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)を活用し、専門家を派遣(第4条の2)

【茨城県常総市】

- 仮設の選別施設の設置を検討(第9条の3の3の特例)
- 産業廃棄物処理施設において事後届けで処理を開始(第15条の2の5の特例)

災害時の廃棄物対策に係る計画・指針等関係図



災害廃棄物対策の検討体制及び主な検討事項(平成27年度)

国で検討

- 制度的枠組みや基本的な対策方針の具体化を推進

大規模災害発生時における災害廃棄物対策検討会

- 大規模災害に向け、全国・地域レベルで十全な備えをすべく、対策と課題を取りまとめ。

技術・システムWG

- 首都直下地震への、標準処理フローと想定発生量推計の適用
- 昨年度WGの成果の高度化

要処理量WG

- 国及び被災地域が発災後にそれぞれ使用する発生量推計の手法の検討

人材育成WG

- 人材育成・訓練プログラムのあり方の検討

地域間協調WG

- 地域ブロック協議会を活用し、自治体間、産官学、ボランティア・住民との連携を強化

ネットワークのあり方を検討

成果を継続的に発信

- 地域WGの成果は随時現場に反映
- 現場の課題は随時地域WGで検討

現場で対策を実行

- 地域ブロックを中心に、災害廃棄物対策を実行

D.Waste-Net【平成27年9月発足】 (災害廃棄物処理支援ネットワーク)

- 発災時に現地入りして処理計画策定等を支援
国立環境研究所、廃棄物資源循環学会、自治体担当官、環境省担当官、技術者 等
- 被災地域と民間事業者の連携をサポート
各種業界団体(全産連、日建連 等)

国立環境研究所
National Institute for Environmental Studies
災害廃棄物
情報プラットフォーム



- 防災関係ボランティア
- 環境部局以外の自治体関係者、地域団体 等

地域ブロック協議会 等

※全国8か所
 ※構成メンバー：
 環境省、国機関、自治体事業者、専門家等

地域の実情に応じて、

- 防災訓練の共同開催
- 地域ブロック行動計画や地域での処理施設の有効活用の検討に着手
- 協定の拡充 等

災害廃棄物処理支援ネットワーク (D.Waste-Net)メンバーについて

○ 現時点でのメンバーは、17の団体と11名の有識者(下表を参照。)

支援者グループ	民間事業者団体グループ
<p>(団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国立研究開発法人 国立環境研究所 ○公益社団法人 全国都市清掃会議 ○公益社団法人 地盤工学会 ○一般財団法人 日本環境衛生センター ○一般社団法人 日本廃棄物コンサルタント協会 ○一般社団法人 廃棄物資源循環学会 ○公益財団法人 廃棄物・3R研究財団 <p>(個人) 計11名 <small>※ 発足時の支援者グループ(個人)は、「大規模災害発生時における災害廃棄物対策検討会」の委員(自治体関係者等は含まない。)</small></p>	<p>(1)廃棄物処理事業団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一般社団法人 環境衛生施設維持管理業協会 ○公益社団法人 全国産業廃棄物連合会 ○一般社団法人 日本環境衛生施設工業会 <p>(2)建設業関連事業団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公益社団法人 全国解体工事業団体連合会 ○一般社団法人 日本建設業連合会 <p>(3)個別処理工程関連業界団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一般社団法人 セメント協会 ○一般社団法人 泥土リサイクル協会 <p>(4)輸送関連事業団体等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日本貨物鉄道株式会社 ○日本内航海運組合総連合会 ○リサイクルポート推進協議会
<p>計 7団体、11名</p> <p style="text-align: right;">(五十音順)</p>	<p>計 10団体</p> <p style="text-align: right;">(五十音順)</p>



1. 本年度の主な取組 ②水銀条約への対応



1. 条約の採択を受けて

- 平成25年10月に熊本で開催された外交会議において、「水銀に関する水俣条約」が採択された(平成27年11月現在、署名128カ国、締結18カ国)。
- 国連環境計画(UNEP)は、今後1~2年程度での条約発効を目指している。
- 中央環境審議会より「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策について」答申(平成27年2月6日)。



2. 水俣条約を踏まえた水銀廃棄物対策

種類	①条約の担保措置	②環境上より適正な管理を確実なものとするための措置
水銀使用廃製品 (蛍光灯、水銀血圧計等) 水銀汚染物 (水銀を含む汚泥等)	<ul style="list-style-type: none"> 水銀使用廃製品及び水銀汚染物については、<u>廃棄物処理法に基づく現行の基準により、条約上の義務は担保されているところ。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 高濃度に水銀を含む産業廃棄物からの水銀回収の義務付け等 一般家庭や医療機関等に退蔵されている水銀体温計や血圧計等の水銀使用廃製品について、市町村や関係団体等との連携による分別収集の徹底・拡大等
廃金属水銀等 (水銀使用廃製品や水銀汚染物から回収された水銀、廃試薬等)	<ul style="list-style-type: none"> 金属水銀そのものについては、現在は、廃棄物ではなく有価物として取り扱われており、これまで規制対象として想定してこなかったところ。 しかしながら、水俣条約を受けて、今後水銀需要の減少が見込まれる中、中長期的には廃棄物として処理される場合が想定されること。 このため、<u>廃金属水銀等を新たに特別管理廃棄物として規制対象に追加し、条約上の義務を担保。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 安定的な物にして処分するための基準(硫化・固型化)の追加等

3. 今後の予定

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令については、平成27年11月6日に閣議決定され、同月11日に公布されたところであり、現在、施行規則等を改正する省令等の公布に向けた作業を行っているところ。
 - ①の措置については、水俣条約の発効日又は平成28年4月1日のいずれか早い日より施行。
 - ②の廃水銀等の硫化・固型化の基準等の措置については検討を進めているところであり、来年度の早い段階での公布、平成29年10月1日より施行。
- 廃金属水銀等については、国を含めた関係者の適切な役割分担の下での処理体制及び長期間の監視体制を含め、全体の仕組みを最適なものとするよう検討を深め、長期的な管理の徹底を図る。



1. 本年度の主な取組 ③低炭素なリサイクルの推進



- リサイクルより優先順位の高い2R(リデュース・リユース)の取組や、レアメタル等の有用金属の回収、水平リサイクル等の高度なリサイクルの推進は、廃棄物の減量に資するだけでなく、天然資源の消費を抑制し、CO2排出削減や社会システム全体のコストダウンにも効果的である。このような背景のもと、昨年度より、大幅なCO2排出削減が期待できる3R技術・システムについて、その普及拡大に向けて有効性を検証するための**エネルギー一起源CO2排出削減技術評価・検証事業(3R技術・システムの低炭素化促進検討・実証事業)**を実施している。
 - ⇒ 昨年度は4件の事業を採択した。本年度は、6月1日から6月22日にかけて公募を行い、有識者から成る低炭素型3R技術・システム事業評価検討会での審査を経て、プラスチックの高度選別事業など、8件の事業を採択した。

- 本年度より、自動車、電気・電子機器、容器包装等のリサイクルプロセス全体のエネルギー一起源二酸化炭素の排出抑制及び再生資源の回収効率の向上を図るため、平成27年度**二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(省CO2型リサイクル高度化設備導入促進事業)**を実施し、設備導入費用の半分を補助している。
 - ⇒ 本年度は、当該事業に係る補助事業者(執行団体)に採択した公益財団法人 廃棄物・3R研究財団において、5月13日から対象事業者の一次公募を、7月21日から二次公募を開始し、26事業者に対し、近赤外線を用いた複数樹脂同時選別設備等の導入支援を行った。



1. 本年度の取組 ④東日本大震災への対応

(1) 災害廃棄物の処理



- 東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法(平成23年法律第99号)に基づき、災害廃棄物の処理に関する基本的な方針等を定め、被災した自治体の災害廃棄物処理について進捗管理を実施。
- 同法に基づき、岩手県及び宮城県からは広域処理の要請を受け、全国の自治体等に対して、両県内にて処理しきれないものを対象に、広域的協力を要請。
- 福島県の4市町(新地町、相馬市、南相馬市、広野町)から可燃物の処理について代行処理の要請を受け、国が処理を進めている。

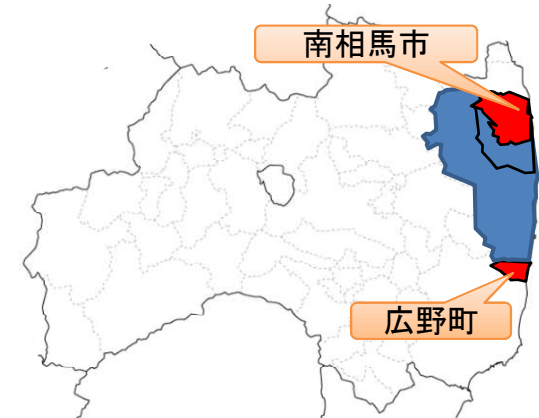
災害廃棄物等処理の進捗状況

- 13道県239市町村において災害廃棄物約2千万トン、津波堆積物約1.1千万トンが発生。
12道県※において、平成26年3月末までに、災害廃棄物及び津波堆積物の処理が完了。
※北海道、青森県、岩手県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、静岡県、長野県
- 福島県(避難区域を除く)においても、平成26年度末までに一部の損壊家屋の解体と国による可燃物の代行処理を除き、概ね処理を完了。
- 引き続き、国の代行を活用しつつ、着実に処理を実施。

福島県(避難区域を除く)の処理状況

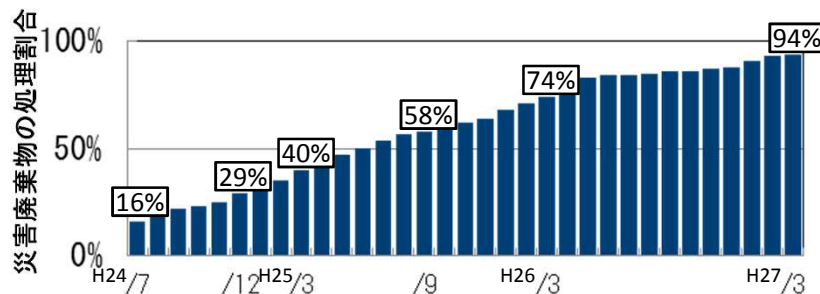
(1) 災害廃棄物について(平成27年3月末現在)

- 273万トンの推計量のうち、約97%(263万トン)の処理を完了。
- 39市町村のうち、37市町村で処理を完了。すべての内陸市町村において処理を完了。
- 広野町と南相馬市においても、損壊家屋解体分(41件)を除く災害廃棄物の処理は概ね完了。損壊家屋の処理については平成27年末までには完了見込み。
- 引き続き、国の代行処理を活用しつつ、残り約10万トンの処理を実施(広野町では27年6月より処理を開始)。



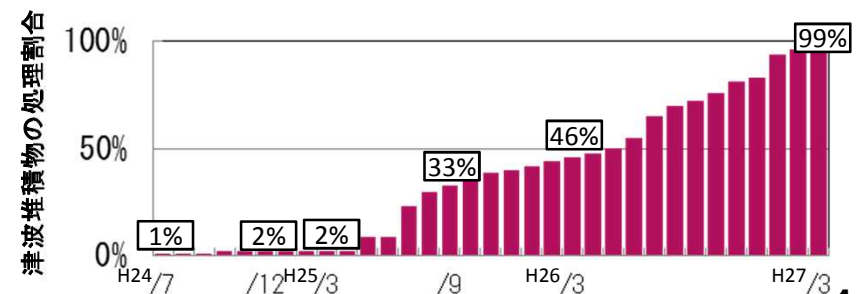
(2) 津波堆積物について(平成27年3月末現在)

- 推計量134万トンの処理を概ね完了。



(a) 災害廃棄物

沿岸5市町村における処理実績



(b) 津波堆積物

国による災害廃棄物代行処理の現状

「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」（平成23年8月施行）に基づき、市町村の長からの要請があり、その必要性が認められるときは、国が市町村に代わって災害廃棄物の処理を実施。

相馬市・新地町

- 平成24年3月に代行処理要請を受領。
- 相馬市に仮設処理施設3基（約570t/日）を設置し、新地町の災害廃棄物も併せて処理。
- 平成25年2月から相馬市、11月から新地町の災害廃棄物等の焼却処理を実施し、新地町分は平成26年3月に、相馬市分は平成26年11月に処理完了。



相馬市仮設処理施設（平成25年2月）

広野町

- 平成25年1月に代行処理要請を受領。
- 岩沢地内の町有地に設置した仮設処理施設にて平成27年6月から処理開始（約80t/日）。



広野町仮設処理施設（平成27年1月）

南相馬市

- 平成26年3月に代行処理要請を受領。
- 平成27年1月に、仮設処理施設の代行処理業務について契約。平成28年5月から処理開始予定（約200t/日）。



1. 本年度の取組 ④東日本大震災への対応 (2)放射性物質に汚染された廃棄物の処理



福島県

(対策地域内廃棄物)

- 福島県内の国直轄で処理を進める汚染廃棄物対策地域では、対策地域内廃棄物処理計画(平成25年12月改定)に基づき、帰還の妨げとなる廃棄物の撤去と仮置場への搬入を優先し、準備ができたところから、順次搬入を進めている。また、可燃物については、仮設焼却施設で焼却処理を行うという方針の下、着実に処理を進めている。

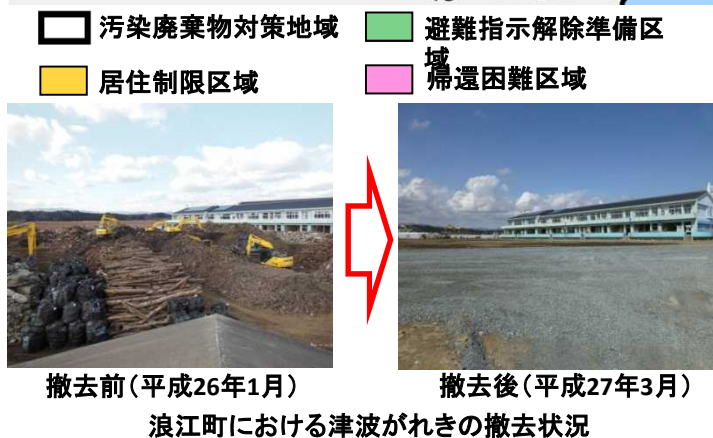
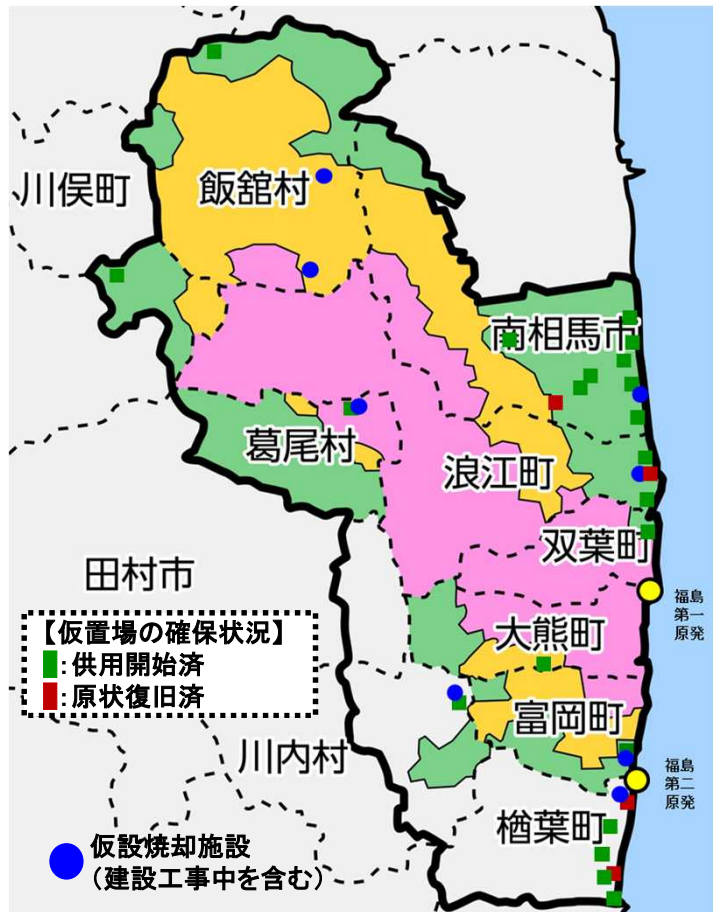
(指定廃棄物等)

- 既存の管理型処分場の活用については、平成27年6月に国有化を含めた国の考え方を提示した後、7月にかけて富岡・楡葉両町の町議会全員協議会及び住民説明会で説明を実施。同年8月に、それに対する福島県並びに富岡町及び楡葉町からの申入れを受けた。
- 平成26年3月より本格運転していた、鮫川村における農林業系副産物等処理実証事業については、平成27年7月をもって焼却を完了し、現在、解体準備中。また、県中・県南等の24市町村の農林業系廃棄物についても、仮設焼却施設の設置に向け、発注準備中。

福島県以外

- 宮城県においては、平成26年1月に詳細調査候補地を3カ所提示。平成27年度には、県民向けフォーラムを3回開催したほか、有識者を交えた加美町との意見交換会を実施した。
- 栃木県においては、平成26年7月に詳細調査候補地を1カ所提示。平成27年度には、県民向けフォーラムを3回開催したほか、平成27年9月関東・東北豪雨による影響調査を実施した。
- 千葉県においては、平成27年4月、長期管理施設詳細調査候補地を1カ所提示。その後、千葉市全員協議会で2回説明するほか、住民説明会を5回開催した。
- 茨城県においては、平成27年4月、一時保管市町長会議を開催した。

国直轄による福島県の対策地域内廃棄物の処理進捗状況 (H27.10.30現在)



対策地域内廃棄物処理計画(平成25年12月26日一部改定)に基づき、帰還の妨げとなる廃棄物の撤去と仮置場への搬入を優先して、災害廃棄物等の処理を実施中。

【帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入状況】

○ 楢葉町、川内村、大熊町、南相馬市、飯館村、川俣町、葛尾村及び双葉町の8市町村で、帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入について、一部の家の片付けごみを除き完了(平成26年度末)。

【災害廃棄物等の仮置場への搬入済量】

○ 平成27年9月末現在、約57万トン搬入完了(処理計画では、帰還困難区域を除いて約80万2千トンと推定)。



【仮置場の確保状況】

○ 当面必要な仮置場25箇所において供用開始済(うち4箇所においては原状復旧済)。

【仮設焼却施設の設置状況】

稼働中	飯館村(小宮地区)、川内村、富岡町、南相馬市、葛尾村、浪江町
建設工事中	飯館村(蕨平地区)
建設工事準備中	楢葉町
処理方針検討中	大熊町、双葉町、川俣町



飯館村蕨平地区の仮設焼却施設 (平成27年10月)

※田村市については既存の処理施設で処理中。

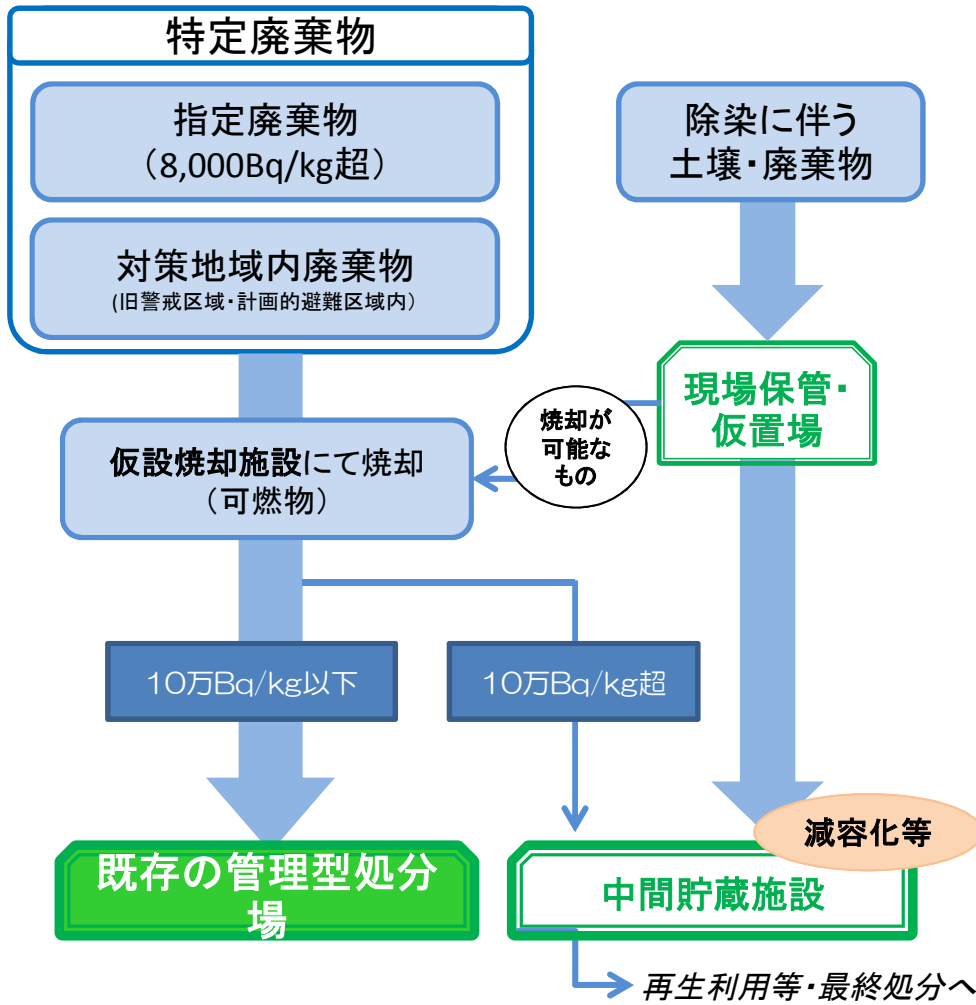
指定廃棄物の指定状況(平成27年9月30日時点)

都道府県	焼却灰				浄水発生土 (上水)		浄水発生土 (工水)		下水汚泥 ※焼却灰含む		農林業系副産物 (稲わらなど)		その他		合計	
	焼却灰(一般)		焼却灰(産廃)		件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)
	件	数量(t)	件	数量(t)												
岩手県	8	199.8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	275.8	10	475.6
宮城県	0	0	0	0	9	1,014.2	0	0	0	0	3	2,271.5	23	120.1	35	3,405.8
山形県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2.72	3	2.7
福島県	349	106,523.4	115	3,367.5	35	2,261.2	5	203.1	71	10,183.4	22	3,018.5	97	12,933.5	694	138,490.6
茨城県	20	2,380.1	0	0	0	0	0	0	2	925.8	0	0	2	226.9	24	3,532.8
栃木県	24	2,447.4	0	0	14	727.5	0 (1)	0 (66.6)	8	2,200.0	27	8,137.0	6	21.3	79	13,533.1
群馬県	0	0	0	0	6	545.8	1	127.0	5	513.9	0	0	0	0	12	1,186.7
千葉県	47	2,723.6	2	0.6	0	0	0	0	1	542.0	0	0	13	424.1	63	3,690.2
東京都	1	980.7	1	1.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	981.7
神奈川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2.9	3	2.9
新潟県	0	0	0	0	4	1,017.9	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1,017.9
静岡県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	8.6	1	8.6
合計	449	115,255.0	118	3,369.1	68	5,566.6	6	330.1	87	14,365.1	52	13,427.0	150	14,015.9	930	166,329

※栃木県の浄水発生土(工水)(1件、66.6t)は、上水と兼用の施設で発生したものであり、浄水発生土(上水)に含めた。

福島県内の指定廃棄物の処理の進め方

焼却・乾燥等の処理によって、指定廃棄物の減容化や性状の安定化を図る事業を進めている。福島県内で発生した指定廃棄物については、放射性セシウム濃度が8,000Bq/kgを超え10万Bq/kg以下のものは既存の管理型処分場、10万Bq/kgを超えるものは中間貯蔵施設に搬入することとしている。



減容化事業の例

福島市堀河町終末処理場における下水汚泥減容化実証事業

平成25年4月から稼働し、平成26年10月末をもって保管汚泥等の減容化処理を完了。現在解体工事中。



福島県県中浄化センター(郡山市)における下水汚泥減容化実証事業

平成26年3月末日をもって、場内の指定廃棄物の焼却事業を終了。平成26年度以降は、福島県が8,000Bq/kg以下の焼却処理を継続。



福島県鮫川村における農林業系副産物等処理実証事業

平成27年7月28日をもって、農林業系副産物等の焼却を終了。



福島県飯舘村蕨平地区における可燃性廃棄物減容化事業

飯舘村と環境省が、飯舘村だけでなく、村外の5市町の汚染廃棄物を減容化する事業に着手することを平成25年10月に合意し、公表。平成26年3月に事業の契約を締結し、平成27年末頃を目途に焼却開始予定。

東京電力開閉所敷地(田村市・川内村)内における農林業系廃棄物減容化事業

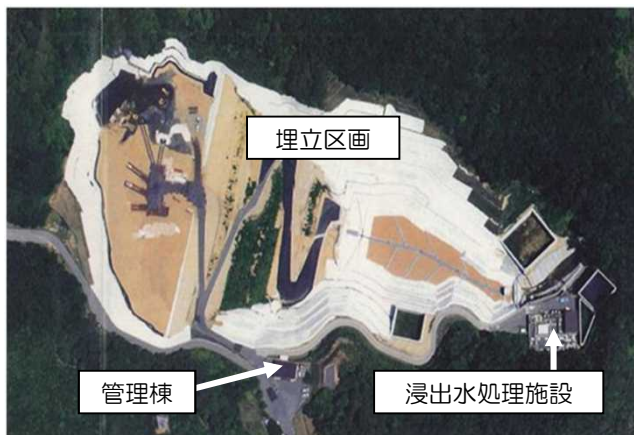
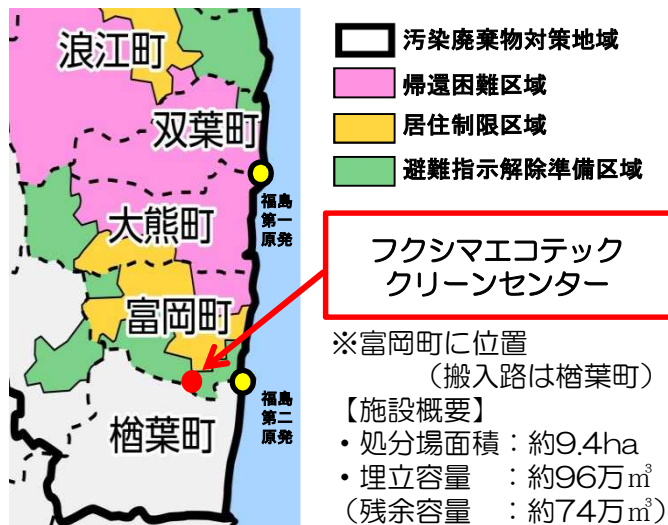
県内24市町村の農林業系廃棄物の集約処理に向け、仮設焼却施設設置の発注準備中。

フクシマエコテックを活用した埋立処分計画について

双葉郡8町村、さらには福島県の復興のために、放射性物質に汚染された廃棄物の問題をできるだけ早く解決することが必要。既存の管理型処分場であるフクシマエコテックを活用し、10万Bq/kg以下の汚染廃棄物を安全・速やかに埋立処分する計画。

エコテック活用に係る受入れ要請

- H25.12.14 既存の管理型処分場の活用と中間貯蔵施設の設置について、双葉・大熊・富岡・楡葉各町及び福島県に受入れ要請
- H27. 6. 5 富岡町及び楡葉町並びに福島県に対して、町議会及び住民説明会でのご意見等を踏まえた国としての考え方を提示
- H27. 8.25 管理型処分場を活用した特定廃棄物の埋立処分事業について、福島県並びに富岡町及び楡葉町から国に申入れ



埋立処分計画(案)

- 埋立処分方法...放射性セシウムの溶出抑制、雨水浸透抑制など、多重の安全対策を実施
- モニタリング等...施設の定期点検、空間線量率・放射能濃度のモニタリング等を実施
- 管理体制...特措法に基づき、環境省が事業主体となり、責任を持って埋立処分を実施

国の考え方(H27.6.5)の概要

- 1. 施設の立地場所**
大量の汚染廃棄物が発生する双葉郡にあり、残余容量が十分な管理型処分場で安全・速やかに処分
高線量地域での新設は物理的・時間的な観点から困難
- 2. 埋立処分における安全・安心の確保**
埋立処分に際して多重の安全対策を実施し、さらに追加的な補強対策やモニタリング等を実施
国の責任をより明確化し、一層の安心の確保の観点から、処分場を国有化
- 3. 運搬**
運搬に関わる安全性の確保のために万全の対策を実施
- 4. 地域振興策**
活用に伴う影響の緩和に必要な事業を可能とするため、極めて自由度の高い交付金を両町に措置
- 5. 富岡町、楡葉町の実情等も踏まえた地域の将来像**
両町の復興計画等を十分踏まえ、12市町村の将来像に関する提言を今夏を目途に取りまとめ

福島県、富岡・楡葉町からの申入れ(H27.8.25)の概要

- ①安全・安心の確保(住民の不安を和らげるための具体策、施設管理の考え方、安全協定、搬入ルート)、②地域振興策の具体化(両町が求める地域振興策に対する国の考え方、自由度の高い交付金、財源確保等)について、住民の声をしっかり受け止め、責任をもって真摯に対応するよう申入れ

指定廃棄物に関する関係5県の状況

- ・福島県外で、特に指定廃棄物の保管状況がひっ迫している県においては、国が長期管理施設を確保する方針。
- ・5県で市町村長会議等を開催して意見交換を行い、指定廃棄物の処理に向けた共通理解を醸成することとした。

市町村長会議等の開催と調整の状況

<宮城県>

第1～3回：H24.10～H25.5
 第4回：H25.11.11 選定手法確定
 第5回：H26.1.20
 →詳細調査候補地を3カ所提示
くりはらし ふかやまだけ たいわちょうしもはら かみまち たしろだけ
 (栗原市深山嶽、大和町下原、加美町田代岳)
 [国・宮城県・3市町の会談]
 第1回～第4回：H26.5.26～H26.6.30
 第6回：H26.7.25
 →環境大臣が詳細調査の実施について改めて依頼
 第7回(県主催)：H26.8.4
 →県知事が県内市町村長の意見を取りまとめ(県内総意として詳細調査受入れ表明)
 H27.4.5、5.29、10.13
 →県民向けフォーラム開催
 H27.10.29 有識者を交えた加美町との意見交換会

平成26年8月下旬より3カ所の詳細調査候補地について詳細調査を開始

地元自治体からの質問への回答、説明会の開催の打診等、地元の方々がお持ちのご疑問・ご懸念に対して丁寧に説明を行う努力を継続。

<栃木県>

第1～3回：H25.4～H25.8
 第4回：H25.12.24
 →選定手法が確定
 H26.7.30
 →詳細調査の候補地を1カ所提示
 (塩谷町寺島入)
 第5回：H26.7.31
 →選定結果を説明
 第6回：H26.11.9
 →国の取組や県内処理の方針について説明
 H27.5.14、6.22、9.13
 →県民向けフォーラム開催
 H27.10.14 塩谷町寺島入の豪雨影響調査

詳細調査は未実施

<千葉県>

第1～3回：H25.4～H26.1
 第4回：H26.4.17
 →選定手法が確定
 H27.4.24
 →詳細調査の候補地を1カ所提示
 (東京電力千葉火力発電所の土地の一部(千葉市中央区))
 H27.5.20、6.2
 →千葉市議会全員協議会において説明
 H27.6.8、6.10
 →千葉市議会、市長から、再協議の申入れ
 H27.6.29、7.7、13、20、8.7
 →千葉市の自治会長や住民を対象に説明

詳細調査は未実施

<茨城県>

第1回：H25.4.12
 第2回：H25.6.27
 第3回：H25.12.25
 第4回：H27.1.28
 →指定廃棄物一時保管自治体による議論の場を別途設置することを決定
 [一時保管市町村長会議]
 第1回：H27.4.6
 →「処理施設を県内に1カ所設置する案」と「現状の保管を継続する案」の2案について課題を精査中

<群馬県>

第1回：H25.4.19
 第2回：H25.7.1

(参考) 環境省の有識者会議

- ・第1回：H25.3.16 →施設の安全性について了承
- ・第4回：H25.5.21 →候補地の選定手順案について了承
- ・第6回：H25.10.4
 →候補地選定に係る評価項目・評価基準等の基本的な案について了承
- ・第7回：H26.12.22 →施設管理のあり方等に関する課題を整理
- ・第8回：H27.4.13 →施設管理のあり方等の考え方の素案について議論



2. 前回点検で課題とされた事項への取組

①2Rの取組がより進む社会経済システムの構築



2Rの取組がより進む社会経済システムの構築や、2Rを進めている事業者が社会的に評価される仕組みづくり、3Rの行動効果の結果が販売促進に繋がるよう、以下の取組を実施

○ 2Rシステム構築モデル事業の実施

⇒ 2Rの取組がより進む社会経済システム構築の実例を作るため、多様な主体が参画する会議体を設置し、規制的手法等を用いたモデルとなる制度的な2R取組を実施し、システム構築に向けた課題の分析・評価を実施(H27～)

○ リユースモデル事業の実施

⇒ 環境保全上の効果のみならず、住民同士の交流促進や地域の活性化の効果が期待される、地域の様々な主体によるリユースの拡大可能性について調査するためのモデル事業を実施

○ 3R見える化ツールの簡易版開発、食品3Rの追加

⇒ 国民等がより容易に環境負荷削減効果が見える化できるよう、3R見える化ツールの簡易版を作成(H26)

⇒ 近年関心が高まっている食品廃棄物の3R行動に係る環境負荷削減効果が見える化できるツールを作成(H27)



2. 前回点検で課題とされた事項への取組

②使用済製品からの有用金属の回収



小型家電リサイクル法における回収目標量達成、拡大生産者責任に基づく製品設計や有用金属の含有情報の共有化、循環資源を原材料として用いた製品の需要拡大に繋がるよう、以下の取組を実施

- 小型家電リサイクル法に基づく回収目標量(27年度までに14万t/年)達成に向けた各種取組
 - ⇒ 平成27年度小型家電リサイクル実証事業の実施により、新たに104の自治体が取組を開始
 - ⇒ 小型家電リサイクルに係る普及啓発を目的とした、小学校と連携したモデル事業や、更なる回収量増進に向けた広報を実施
- 自動車リサイクル法見直しにおける環境配慮設計、循環資源の積極利用
 - ⇒ 平成27年9月に自動車リサイクル法見直しの報告を取りまとめた
 - ⇒ 環境配慮設計によって取り外し性が向上し、容易にリユース・リサイクルを行うことができるようになった部品・素材については、リサイクル料金を引き下げ、車種間の差別化を行うことを検討
 - ⇒ 再生資源等が多く使用され、環境性能の高い自動車(エコプレミアムカー)のリサイクル料金割引制度を検討
 - ⇒ また、ユーザーによる環境配慮設計や再生資源利用の進んだ自動車の積極的な選択を促すような情報発信を実施予定
- メーカーとリサイクラーの有用金属の含有情報の共有化の取組は進んでいないため、今後取組を進めていく。



2. 前回点検で課題とされた事項への取組

③ 水平リサイクル等の高度なリサイクルの実施

④ 有害物質を含む廃棄物等の適正処理システムの構築



分別した循環資源の活用内容の消費者へ情報提供や、リサイクル原料の混入状況に関する基準の策定・効果的な管理方法、市町村における適正処理困難物の処理体制構築に向けて、以下の取組を実施

○ 小型家電リサイクル法における情報共有の推進

- ⇒ 市町村や認定事業者等のそれぞれが保持する情報の共有について検討
- ⇒ 共有した情報を市町村や国民に向けて発信する手法について検討(H27後期)

○ POPs条約への対応

- ⇒ 自動車に難燃剤として含まれるDecaBDE等の有害物質の自動車製造段階における削減とそれらを含む廃棄物の適正処理に向けて、POPs条約による規制状況、国内の他の産業の動向等も注視しつつ、リサイクルや再生資源としての活用への影響も考慮しながら、対応のあり方について、メーカーによる自主的取組や制度の必要性について検討する。

- 市町村における適正処理困難物の処理体制構築については、広域認定制度・再生利用認定制度の適切な運用を通じて、引き続き取組を進めていく。



2. 前回点検で課題とされた事項への取組

⑤低炭素社会、自然共生社会づくりと統合的取組



資源の生産・採取と再エネ、生物多様性とのバランスや、リユースと各種環境負荷の低減のバランスを取るため、以下の取組を実施。

○ 太陽光パネルのリユース・リサイクル

- ⇒ H27年度中に、太陽電池パネルの適切なリユース・リサイクル・適正処分の方法・留意事項に関するガイドラインの作成に加えて、太陽光発電のリユース推進に向けた課題の検証を行う。
- ⇒ 関係事業者への周知を図るとともに、関係省庁と連携し、パネルメーカーによる回収・リサイクルシステムの構築を促進

○ 環境効率指標の検討

- ⇒ 財・サービスの付加価値と環境負荷の間の効率性を測る環境効率指標の開発のため、「物質1単位あたりの環境影響」を試算し、日本の環境効率を時系列で推計するとともに、その要因分析を行う。



2. 前回点検で課題とされた事項

⑥地域循環圏の高度化



各地における地域循環圏づくりの具体化と高度化、広域認定制度・再生利用認定制度の活用、エコタウンにおける動静脈の連携に向けて、以下の取組を実施

- 地域循環圏高度化モデル事業の実施とガイドライン改定
 - ⇒ 平成26年度までの成果も踏まえつつ、地域の発意に基づき、地域コミュニティを形成する関係者が協力・連携し、地域における高度な地域循環圏の構築を図るためのモデル事業を実施(H27～)
 - ⇒ 平成24年7月に策定した地域循環圏形成推進ガイドラインについて、平成25年度以降のモデル事業の成果を踏まえ、より使いやすく、実効性の高い内容へと改善を行う(H27)

- 広域認定制度、再生利用認定制度の活用
 - ⇒ 平成26年度末において、広域認定制度では、一般廃棄物は95件、産業廃棄物では247件(昨年度:一般廃棄物 93件、産業廃棄物 238件)、再生利用認定制度では、一般廃棄物は67件、産業廃棄物は64件(昨年度:一般廃棄物 56件、産業廃棄物 41件)を認定している。
 - ⇒ 今後も廃棄物の減量化や適正処理の確保に資するこれらの制度の適切な運用を図る。

- エコタウンにおけるモデル事業等の実施
 - ⇒ 静脈産業と動脈産業との最適な連携等により、エコタウン等の能力を最大限活用する手法を実証することを目的としたモデル事業(3件)や、循環資源の循環的利用と低炭素化の両方でのゼロ・エミッションを実現する先進的なモデル地域を形成するためのFS調査や計画策定に対する補助金事業(6件)を実施



2. 前回点検で課題とされた事項への取組

⑦循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への利用



焼却施設や産業工程から発生する中低温熱を地域冷暖房に活用するなどの取組を含め、エネルギー供給の観点から、循環資源やバイオマス資源の活用を一層拡大するため、以下の取組を実施

- 廃棄物からのエネルギー回収やバイオマス系循環資源の原燃料への再資源化の推進
 - ⇒ 循環型社会形成推進交付金における、高効率エネルギー回収及び災害廃棄物処理体制の強化の両方に資する包括的な取り組みを行う施設に対する交付率かさ上げ（H26～）、廃棄物処理施設基幹的設備改良事業の継続的な実施
 - ⇒ 民間事業者による、温暖化対策に資する高効率な廃棄物エネルギー利用施設や、廃棄物燃料等製造施設の整備に対する支援
 - ⇒ 食品廃棄物や家畜排泄物に由来するバイオガス等を活用したモデル事業の実施
 - ⇒ 木質バイオマスを利用した熱供給や発電等についてのモデル事業の実施
 - ⇒ 沖縄県における、県内産サトウキビ等を原料としたバイオエタノール混合ガソリンの普及促進



2. 前回点検で課題とされた事項への取組

⑧循環産業の育成



熱回収施設設置者認定制度の活用や環境配慮設計、再生原材料の利用拡大、船舶等を用いた静脈物流システムの構築を通じ、静脈産業の育成に繋がるよう、以下の取組を実施

○ 熱回収施設設置者認定制度の活用

⇒ 熱回収施設設置者認定制度についてホームページを通じ普及を図った。また、廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業の補助事業者に同制度の申請を義務づけ、普及を図っている。

○ 自動車リサイクル法見直しにおける環境配慮設計、循環資源の積極利用(再掲)

⇒ 平成27年度9月に自動車リサイクル法見直しの報告を取りまとめた

⇒ 環境配慮設計によって取り外し性が向上し、容易にリユース・リサイクルを行うことができるようになった部品・素材については、リサイクル料金を引き下げ、車種間の差別化を行うことを検討

⇒ 再生資源等が多く使用され、環境性能の高い自動車(エコプレミアムカー)のリサイクル料金割引制度を検討

⇒ また、ユーザーによる環境配慮設計や再生資源利用の進んだ自動車の積極的な選択を促すような情報発信を実施予定。

○ 静脈物流に係るエコタウンモデル事業の実施

⇒ モデル事業として、東京エコタウンにおける効率的・合理的な海上輸送システムを構築するための実証事業を実施。



2. 前回点検で課題とされた事項への取組

⑨環境教育等の推進と的確な情報共有・普及啓発



自治体等との情報の共有化・ネットワーク化や指標等の開発、民間団体との連携等を通じ、3Rに関する情報共有と普及啓発を進めるため、以下の取組を実施

- 小型家電リサイクルにおける情報共有の検討
 - ⇒市町村や認定事業者等のそれぞれが保持する情報の共有について検討
 - ⇒共有した情報を市町村や国民に向けて発信する手法について検討(H27後期)
- 学校教育と連携した普及啓発の実施
 - ⇒小型家電リサイクルに係る普及啓発を目的とした、小学校と連携したモデル事業の実施及び小中学校の授業において3Rを取り扱う際の方法について、学校現場と連携してプログラムを作成。
- 3Rマイスターの活用
 - ⇒国の施策や取組等に係る研修の実施等を通じた活動支援
- 3R推進全国大会、循環型社会推進功労者表彰の実施
 - ⇒平成27年度は「3R推進全国大会」の記念シンポジウムにて全国の食品ロス削減に力を入れている自治体を集め、「全国食べきりサミット」と題してパネルディスカッションを実施し、新たなネットワークの形成を推進(H27)
- 2R指標、ストック指標の検討
 - ⇒日本全体としての2Rの進捗状況を評価するための2R指標について検討
 - ⇒豊かさを生み出す有用なストックが多く蓄積された「ストック型社会」形成のため、物質のストックの定量化やその評価手法を検討



2. 前回点検で課題とされた事項への取組

⑩国際的取組の推進



国際的な廃棄物管理の取組に関する情報収集や連携促進、国際的な研究、循環資源の輸出入に係る対応を通じ、国際的な資源循環の取組に繋がるよう、以下の取組を実施

○ アジア太平洋地域における3Rの推進

⇒ 平成21年度以降、UNCRDと共にアジア太平洋3R推進フォーラムを6回開催。平成27年度はモルディブにてフォーラムを開催。

⇒ アジア地域における循環型社会構築に向け、各国の更なる3Rや資源循環についての課題や進捗、データ等を情報収集し、「アジア太平洋3R白書」として整備予定。

⇒ OECDやUNEP国際資源パネルにおける廃棄物や資源循環に関する国際的な研究を引き続き支援。

○ 循環資源の輸出入に対する対応

⇒ 計画に掲げられた取組(※)に関し、有識者検討会を平成27年9月に立ち上げ、今年度内に取りまとめ予定。

※①廃棄物等の不適正輸出等対策の強化

②環境負荷低減や資源の有効利用に資する循環資源の輸出入のさらなる円滑化

⇒ 環境省の主催により、アジア各国のバーゼル条約担当官を集めた「有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワークワークショップ」を開催。

(平成26年は日本開催。条約実施に係るアジア諸国・国際機関との連携強化を図るとともに、我が国の高度な技術や環境対策の下で有害廃棄物等をリサイクルしている精錬施設を紹介。)